⑶　届出会社の属する企業結合集団の概要
ア　最終親会社とは，届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい，届出会社に親会社がない場合は，当該届出会社をいう。
イ　子会社とは，法第10条第６項に規定する子会社をいう。
ウ　最終親会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。
エ　最終親会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。
オ　資本金，総資産，売上高，主たる事業，その他の事業，常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，⑴に準じて記載すること。
カ　届出会社との関係は，以下の選択肢の中から該当する記号を選択し，記載すること。複数の選択肢に該当する場合は，そのすべてを記載すること。
Ａ　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。
Ｂ　当該会社は，届出会社から商品又は役務の供給を受けている。
Ｃ　当該会社は，届出会社に商品又は役務を供給している。
Ｄ　当該会社と届出会社は，同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
Ｅ　当該会社と届出会社は，関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
Ｆ　ＡからＥまでのいずれにも該当しない。
キ　最終親会社の子会社の有無については，該当する□にⅤ印を付すこと。
ク　主たる事業地域は，主たる事業について記載すること。
ケ　国内売上高については，法第10条第２項に規定する国内売上高を記載すること。
なお，国内売上高の欄には，国内売上高に代えて，売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には，記載した売上高の金額に下線を付すこと。
コ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し，又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
サ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
シ　会社の記載は，議決権保有割合の多い順とする。
⑷　届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び⑶イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□にⅤ印を付すこと。
イ　主たる事業については，⑴に準じて記載すること。
ウ　主たる事業地域，届出会社との関係及び会社の記載順については，⑶に準じて記載すること。
エ　議決権保有割合とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
オ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
⑸　届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）
ア　商品又は役務の種類は，日本標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に係るものについては，工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基づく工業統計調査用産業分類の６けたの分類に準拠するものとし，その他の事業に係るものについては，日本標準産業分類の細分類（４けた分類）に準拠するものとする。
イ　総販売額に占める割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
ウ　事業地域については，商品又は役務の種類別に事業の実態に即して，その範囲を具体的に記載すること。
⑹　届出会社相互間の取引関係（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　商品又は役務の種類については，⑸に準じて記載すること。
イ　供給（購入）依存度とは，供給（購入）会社の当該商品又は役務の総供給（総購入）額に占める届出会社相互間の取引額の百分比をいう。
⑺　届出会社の分割部分の事業に共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）
ア　該当する□にⅤ印を付すこと。
イ　仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は，仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10％以上のもの又は同業者の中において占める地位が第３位以内のもの若しくは市場占拠率が10％以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。
３　共同新設分割により設立する会社の概要
⑴　共同新設分割により設立する会社に関する事項
ア　共同新設分割により設立する会社が国内の会社である場合は，国籍，日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については，記載を要しない。
イ　共同新設分割により設立する会社が外国会社である場合は，名称の欄の（　）内に，国籍を付記すること。
ウ　設立後の資本金，設立後の総資産，主たる事業，その他の事業及び取引所金融商品市場等への上場の有無については，２⑴に準じて記載すること。
エ　兼任役員数とは，届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数をいう。（　）内には，兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で共同新設分割により設立する会社の役員を兼任する者の数を記載すること。
オ　届出会社との関係は，２⑶に準じて記載すること。
⑵　共同新設分割により設立する会社が保有する株式に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合が新たに100分の50又は100分の20を超える他の会社の有無
ア　共同新設分割により設立する会社が当該共同新設分割により他の会社の株式の取得をしようとする場合に記載すること。
イ　該当する□にⅤ印を付すこと。
ウ　他の会社とは，その国内売上高とその子会社の国内売上高を合計した額が50億円を超えるものをいう。他の会社の国内売上高とその子会社の国内売上高を合計する方法は，法第10条第２項に規定する株式発行会社の国内売上高及びその子会社の国内売上高を合計する方法に準ずるものとする。
エ　主たる事業及び総資産については，２⑴に準じて記載すること。
オ　主たる事業地域，国内売上高及び会社の記載順については，２⑶に準じて記載すること。
カ　議決権保有割合とは，共同新設分割により設立する会社が当該取得の後において所有することとなる他の会社の株式に係る議決権の数と，当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等が所有する当該他の会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該他の会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。
キ　議決権保有割合は，小数点以下２けたを四捨五入し，小数点以下１けたまで記載すること。
⑶　共同新設分割により設立する会社の最終親会社の新たな子会社（２⑶イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）
ア　該当する□にⅤ印を付すこと。
イ　最終親会社及び子会社については，２⑶に同じ。
ウ　主たる事業及び総資産については，２⑴に準じて記載すること。
エ　主たる事業地域，国内売上高及び会社の記載順については，２⑶に準じて記載すること。